

「定額減税しきれないと見込まれた方」等への追加の給付金（「調整給付金（不足額給付）」）のご案内

「調整給付金（不足額給付）」とは？

調整給付の「不足額給付」とは、以下の事情により、**当初調整給付^注の支給額に不足が生じる場合に、追加で給付を行うものです。**

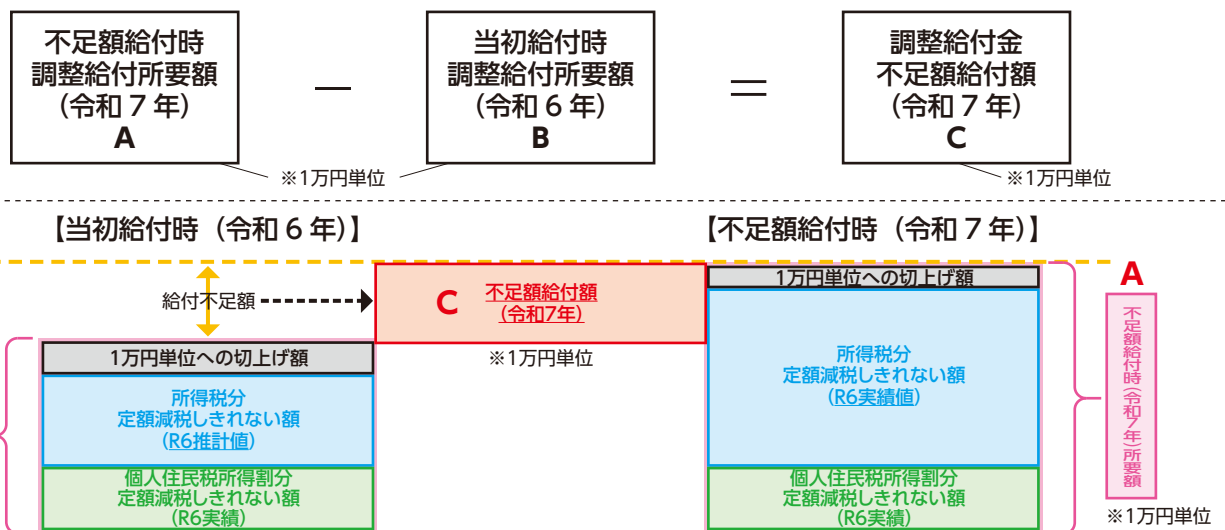
対象者Ⅰ 当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことなどにより、**令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方**に対して、その差額が支給されます。

注「定額減税しきれないと見込まれた方」に対しては、当該減税しきれないと見込まれた額を基礎として、令和6年度に調整給付金（当初調整給付）を支給しております。

例

- 令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少したことにより、「令和6年分推計所得税額（令和5年所得）」>「令和6年分所得税額（令和6年所得）」となった方
- 子どもの出生等、扶養親族が令和6年中に増加したことにより、「所得税分定額減税可能額（当初給付時）」<「所得税分定額減税可能額（不足額給付時）」となった方

イメージ



※所得税・個人住民税合わせて既に4万円の定額減税を受けられている方、または合計所得金額1,805万円超の方は、調整給付の対象とはなりませんのでご注意ください。

※「不足額給付時調整給付所要額」(A)が「当初給付時調整給付所要額」(B)を下回った場合にあっては、余剰額の返還は求めません。

対象者Ⅱ 本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付（令和5年度住民税非課税世帯への給付（7万円）、令和5年度住民税均等割のみ課税世帯への給付（10万円）、令和6年度新たに住民税非課税世帯もしくは均等割のみ課税となった世帯への給付（10万円））の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方に対して、1人当たり原則4万円（定額）が支給されます。

※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には3万円

例

- 青色事業専従者、事業専従者（白色）の方
- 合計所得金額48万円超の方

支給手続き

対象者の方には以下のお知らせをお届けします。

- 市が振込口座を把握している方（当初調整給付の受給者または「公金受取口座」※を登録されている方）→「支給**通知書**」

期日までに辞退申出または受取口座の変更等がなく、通知書の内容どおり給付金を受け取る場合は、**手続き不要で給付金を口座振込します。**

※「公金受取口座」とは、マイナンバーとともに給付金等の受取口座として、国に登録した口座のことです。

- 上記以外の方→「支給**確認書**」

給付金を受け取るためには、確認書の返送が必要です。審査のうえ、順次、給付金を口座振込します(確認書受理後、約4週間後に振込)。

●令和6年中に転出入を繰り返しているなど、令和6年度の個人住民税課税情報を宇都宮市が把握できない方

原則、不足額給付の対象となる方については、対象者の現住所に書類が届きますが、宇都宮市が当初調整給付情報や課税情報を把握することができず、対象者として特定できない場合は、書類が送付されません。

チラシ表面の**例**をご確認いただき、不足額給付の対象となる可能性がある方は、下記のコールセンターへお問い合わせください。支給対象となりうる方に申請書類を送付します。

申請書類がお手元に届いた方は、必要な書類を添えて申請書類を返送してください。内容を審査し、支給の対象となることが確認できた場合、別途、お手続きをご案内します。

！ その他

「定額減税しきれないと見込まれた方」等への追加の給付金（「調整給付金（不足額給付）」）の**「振り込め詐欺」**や**「個人情報の詐取」**にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住いの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

また、都道府県・市区町村や国の機関を名乗るお心当たりのないメールが送られて来た場合、メールに記載されたURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除していただきますようお願いいたします。

お問い合わせ先

宇都宮市調整給付(不足額給付金)コールセンター



0120 - 483 - 049

✉ choseikyufu_jimukyoku@nta.co.jp

受付時間 午前9時～午後5時（土日祝を除く）

ページID : 1040591



▲宇都宮市 HP

※詳しくは、宇都宮市HPや、内閣官房HP「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」もご覧ください。